

令和6年度  
子育て支援員ブロック別研修等実施委託業務

入札説明書

令和6年11月  
高知県子ども・福祉政策部子育て支援課

令和6年度高知県子育て支援員ブロック別研修等実施委託業務の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する業務

- (1) 業務の名称 令和6年度子育て支援員ブロック別研修等実施委託業務
- (2) 業務の内容 別紙1仕様書（令和6年度子育て支援員ブロック別研修等委託業務仕様書）のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和7年3月31日まで

## 2 担当部署

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県子ども・福祉政策部子育て支援課  
電話番号 088-823-9641 F A X 088-823-9658  
E-mail:060501@ken.pref.kochi.lg.jp

## 3 入札に参加する者に必要な資格

この業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 入札公告4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

## 4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和6年11月18日（月）午後5時までに、入札説明書2の担当部署まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があって、県から補正又は説明を求められた場合、令和6年11月19日（火）までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないも

のとする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
掲載している様式に必要な事項を記入のうえ押印又は署名すること。
- (2) 補足資料  
上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

## 5 質疑事項

別紙1仕様書の内容に質疑事項がある場合には、別紙2「質疑書」により令和6年11月18日（月）午後5時までに入札説明書2の担当部署に持参するか電子メール又はFAX（電子メール又はFAXの場合は電話で受信（着信）を確認すること。）で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は、令和6年11月19日（火）午後5時までに高知県子育て支援課ホームページ内（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060501/>）に掲示するものとする。

## 6 入札及び開札等

- (1) 入札及び開札の日時  
令和6年11月21日（木） 午前10時00分
- (2) 入札及び開札の場所  
高知県高知市丸ノ内2丁目4-1  
高知県保健衛生総合庁舎 1階「大会議室」
- (3) 入札書の記載内容等（別紙3入札書・委任状様式（記載例含む）参照。）
  - ア 入札書には次に掲げる事項を記載すること。
    - (ア) 入札書提出年月日
    - (イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ。）。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表社印の押印は不要とする。
    - (ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地名称又は商号及び代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。
    - (エ) 入札金額  
入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額とすること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
    - (オ) 入札件名
  - イ 入札書の提出方法  
入札書は持参により提出することとし、上記（1）及び（2）の日時・場所において、

所定の入札箱に投かんしなければならない。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱を投かんしなければならない。

なお、本人確認は回写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付き名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

(5) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(6) その他入札に関する事項

別紙4 一般競争入札心得による。

## 7 契約書の作成

要

## 8 契約条項

別添 契約書（案）のとおり

## 9 契約の締結

落札者が、高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を入札の日から契約締結の日までの期間に受けたとき、又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

## 10 その他

- (1) 入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 入札等に関して当該説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。